

南朝の租、調

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2331283>

出版情報 : 史淵. 80, pp.1-26, 1959-12-20. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南朝の租、調

越 智 重 明

は し が き

南朝時代の租、調に関する研究はやつとその緒についたばかりであり、従つて諸先学の見解にも定説的な点は少ない。むしろ混沌としていたといつた実情である。本稿はさきに東洋史学第二十輯に発表した拙稿、「晋時代の租、調」の続きをなすものとして南朝の租、調についての私見の概要を述べたもので、いわば筆者の南朝税制に関する覚書の一である。なお、東晋以後の税制を論ずる際無視出来ぬ重要性をもつものとして、仮田、公田における税制、従軍者（軍屯田耕作者を含む）の税の問題があるが、紙数の都合で本稿ではそれらに関する論述を割愛する。⁽¹⁾

一 戸対象に戸賃を案じて賦課する調

当時の調という税制上の用語には、課税全般を指すものがある。それはもちろん田租を含む。しかしここでとりあげるのは、そうした広義のものでなく田租とならぶべき狭義の調である。

魏晋南朝の調について旧来問題となつてゐるのは、それが戸調であるか丁調であるかということ、調が均額賦課のものかそれとも資産を案じて賦課するものかということである。ただし、後者は調が戸調であるという前提の場合に限られてゐるようである。それは十分理由のあることであるから、本稿でもその前提を自明のこととして論を進めることとす

る。しかしながら魏晉宋齊の調が戸調であつたことは疑問の余地がない。戸調か丁調かというのが疑問なのは梁陳なのである。

まず、(魏晉) 宋齊の戸調をとりあげると、旧来そうした戸調は戸対象均額賦課の課税と理解されていたが、近来それとかなり異なる見解も発表され、戸賃が案じられていることが説かれるようになった。結論的にいうと筆者は(魏) 晋宋齊における戸調は戸対象均額賦課のものが一般的であるが、それと同時に戸対象で戸賃を案じそれに対応して賦課するものも並存していたと考える。この節においてその大要を述べると、

後漢末、建安三年(西紀一九八年) 如同四年(西紀一九九年) のころ戸対象均額の戸調が生じそれが魏晉宋齊と続いて存したのは改めて述べるまでもあるまい。(以下、戸対象均額、常賦の調を『戸調』という) ところで、魏志^{卷一} 太祖本紀に引く注に、建安九年(西紀二〇四年) のこととして、

魏書載公(曹操を指す) 令曰：『有國有家者、不患寡而患不均。不患貧而患不安。袁氏之治也、使豪彊擅恣、親戚兼并。下民貧弱代出租賦。街鬻家財、不足應命、審配宗族、至乃藏匿罪人、爲逋逃主。欲望百姓親附、甲兵彊盛、豈可得邪。其收田租、畝四升、戸出絹二匹、綿二斤而已。他不得擅興發。郡國守相、明檢察之、無令彊民有所隱蔽、而弱民兼賦也。』

とある。そこには戸調という文字がないが「戸出絹二匹、綿二斤」とあるのが内容的に『戸調』なるべきは、魏志^{卷十三} 趙儼伝の記事及びのちの西晋時代の戸調に関する記事に鑑みて明かである。そこで注意すべきは戸ごとに絹二匹、綿二斤を出すのは常賦であつてそれ以外に臨時の賦としての戸調を出さないといいことは言っていないことである。別の面からいえば、そこで常賦としての田租と『戸調』との賦課率を均額とするとしたのは豪彊からの弱民保護の面においてであつて、そのほかに、国家が臨時の賦としての戸調を今後賦課するとかしないとかいうことは関係ないのである。果して、

魏志卷九曹洪伝に、

曹洪、字子廉。太祖從弟也。始洪家富。而性吝嗇。云云。

とあり、その注に引く魏略に、

初、太祖(曹操を指す)爲司空時、以己率下。每歲發調、使本縣平賈(サダヒ)。于時、譙令平洪賈財、與公家等。太祖曰、『我家賈、那得如子廉邪。』

とある。每歲發調とあるのは臨時の賦としての調であるが、それは当然戸を対象とするものとならう。曹操が司空であつたのは建安元年（西紀一九六年）から同十三年（西紀二〇八年）丞相に移るまでの間であつたと思われる。曹操が『戸調』を定めたのは建安九年であり、かつ曹洪は同十三年まで健在であるが、右の記事に見える調が建安九年—十三年に存したことは証すべき手段を欠いているから、今迄の考察から建安九年以後戸対象の調に戸を対象に均額を以て賦課するものと、連年臨時的に戸賈を案じて賦課されるものがあつたことを明証するのは不可能である。しかし、それにしても曹操が司空であつた時代、臨時的性格のものとはいへ連年戸対象に戸賈を案じて賦課する調が存した事実はこれを十分に察しえる。

ところで、初学記卷二宝器部、絹第九に引く晋故事を見ると、

凡、民丁課田、夫、五十畝。收租四斛・絹三疋・綿三斤。凡、屬諸侯、皆減租穀畝一斗(升)?。計所減、以增諸侯絹戸一疋。以其絹爲諸侯秩。又、分民租戸二斛、以爲諸侯奉。其余租及舊調絹二戸三疋、綿三斤書爲公賦。九品相通、皆輸入於官。自如舊制。

とある。これは西晋時代のものであるが、当時編戸はその戸賈に依じてすべて第一品から第九品までの戸等に格づけられていたと思われる。この記事についての全般的考察はかつてかなり詳しく行つたのでここの再述を略するが、そこに見

える調は戸対象で一応定額であつたとされよう。しかし、そうした調のほかに戸賃を案じて賦課する調に次第に常賦的な性格が強まってきたと推測される点がある。すなわち晋書載記卷四石勒伝上に、

勒、以幽冀漸平、始下州郡、闕實人戸。戸賃二匹、租二斛。

とある。右の二匹とは絹二匹のことと考えられる。それは絹二匹として定額である。それにもかかわらず、何故に「賃」という表現が生じたか。これについて見てみよう。晋書卷七十六王彪之伝に、

(前略)(桓)温、以山陰縣折布米不時畢、郡不彈糾、上免(會稽内史王)彪之。

とある。折布米というまでもなく、「布(＝調)に折した米」の意味である。調として布がとられることが多くなると調が布の語をもつておきかえられるようになったが、その際の布はほぼ実態を示すものであつた。しかし右の布にはそうしたことは問題でなく、要するにそのつぎの段階として、調の代置の語としての機能しかないのである。(これはのちに引く梁書良吏伝の序の布についても同様である。)このことを知つたうえで、晋書載記石勒伝上の戸賃について考えてみよう。この記事において戸調が戸賃の語をもつておきかえられているのは、戸調がすでに何らかの形で戸の賃を勘案して賦課徴収されたという事実が存したからに相違なからう。しかし、右の記事では戸調＝戸賃が戸を対象として均等になつている。この際の戸賃は、用語上の問題としては、単に『戸調』＝戸対象均額たる一の代置の語としての機能しかもつていない。ここで論点を整理すると、石勒政権下の税法系において、少なくとも右の場合戸調が戸対象均額を志向し実施されていたに間違ひはない。それにもかかわらず、敢て戸賃という語が戸対象均額の『戸調』の語に代置されたのは、かつての中国の政権で戸調が(常賦として)戸対象で資産勘案の調を基準としていた局面があつたからに相違なからう。そこで「かつて」というのは、西晋時代のことであり、その政権は西晋政権であつたとなさざるをえないであろう。ここで翻つて初学記の記事に見える九品の語に注目したい。九品相通とあるのは、一品から九品まですべて、といった意味であるが、この九品とは、魏書卷四世祖本紀上太延元年(西紀四三五年)十二月の条に、

甲申、詔曰、「若有發調、縣宰集鄉邑三老、計貨定課。哀多益寡、九品混通、不得從富督貧、避疆侵弱。云云。」と見える際の九品と同様、貨産を案じて定められた戸の等級に相違ない。西晋時代、戸等を定めたとなると、それはその家屋その他の全貨産―そこにはもちろん「所有」田額も含まれる―を案ずることになる。そうした戸等をわけける制度が生じた際、それが課税方式と無関係である筈はない。このように見てくると、初学記の記事は、『戸調』とならんで、(それが臨時的なものであつたかそれとも常賦的なものであつたかまでを明確にするものではないが、とにかく)当時戸費を案ずる課税としての戸の税が存したのを物語ると考えざるをえないであろう。さらに晋書^{卷七十}劉超伝を見ると、

(劉超、)尋、出袖句容令。推誠於物、爲百姓所懷。常年賦稅、主稅常自出四出、詰評百姓家實。至超、但、作大函、村別付之、使各自書家産、投函中、訖送還縣。百姓依實投上、課輸所入、有踰常年。

とある。これは東晋の元帝の在位中の時代、すなわちいまだ西晋の税制によつていたと思われる時代のことである。右の課輸は、ほぼ「課すなわち、租、調の輸」の意味と解される。連年百姓の家實を詰評したというのは、その「所有」する田土額を調査しそれに応じて畝対象均額の田租を賦課しようとしたということももちろんあろうが、それとならんで、戸の品等を是正し、常賦としての戸費を案じての調(以下、戸対象に戸費を案ずる常賦の調を「戸調」という)をより正確に賦課しようとしたからとしてよからう。なお、果してそうであるとすると、それは、右の初学記にその存在が窺われる戸の税が常賦であつたこと(すなわち「戸調」であつたこと)を示唆する。

つぎに宋齐時代であるが、梁書^{卷五十三}良吏伝の序に、

齐末昏亂、政移群少。賦調雲起、徭役無度。高祖在田、知民疾苦。及梁台建、仍下寬大之書、(東)昏時雜調、咸悉除省。：(天監)元年(西紀五〇二年)、始、去賈、計丁爲布。¹⁾

とある。右の布は調の意味である。梁の武帝が梁台を建てたとき齊の東晋帝が出した数多くの雜調を除いたとあるけれど

も東昏帝以前にも雜調は存し、天監元年以後も雜調は依然存している。要するに、雜調のことは「始去實計丁爲布」には直接的關係はないのである。そうすると、その記事は、始めて戸対象の調をやめて丁対象（均額）の調に「布」をとつたという意味になる。ところで、晋時代『戸調』が存したのはいまでもない。その『戸調』とならんで右に見たように「戸調」の存したことが考えられるのである。つまり晋時代の（狹義の）調は戸対象であるが、その内容は均額のもとと實産勘案のものとの二つからなっていたのである。宋齊時代の戸調については、宋書^{卷六}六孝武帝本紀、大明五年（西紀四六一）十二月の条に、

制、天下民戸、歲輸布四匹。

とあつて、宋時代『戸調』の存したのは疑いないところである。『戸調』は以後も引続き存している。⁽⁵⁾ 問題は「戸調」であるが、晋時代の戸調が『戸調』と「戸調」との二つからなっていたこと、（及び宋齊時代「戸調」廢止の記述がないこと）、右の「實」が丁対象均額の調（＝丁対象という意味と均額という意味とをもつた調）とは異質のものであること、から見て、「始去實（始めて實を去る）」とある際の「實」＝戸調が「戸調」と「戸調」との二つからなっていたこと、ただし實質的に「戸調」を主体とし「戸實」はむしろその背後にかくれていたこと、は殆んど疑問の余地はない。そこでは「戸調」は当然實産税といったものとなる。こうしたことを念頭において宋書^{卷八}十二周朗伝を見ると、

時、普責百官讞言。朗上書、曰、「……又取稅之法、宜計人爲輸、不應以實。云何、使富者不盡、貧者不蠲。乃令桑長一尺、圍以爲價、田進一畝、度以爲錢。屋不得瓦。皆責實實。民以此樹不敢種、土畏安墾、棟焚椽露、不敢加泥。豈有剝善害民、禁衣惡食若此苦者。今若重斯農、則宜削茲法。云云。」書奏。忤旨、自解去職。

とあり、南齊書^{卷四十}竟陵文宣王子良伝を見ると、

子良又啓曰、「……三吳輿區。地惟河輔。百度所資、罕不自出。宜在蠲優、使其全富。而守宰相繼、務在哀剋、園桑品

屋、以准質課、致令斬樹發瓦、以充重賦、破民財產、要利一時。云云。』

とある。この兩記事に見える質産税は「戸調」に相異なからう。

当時、民の質産に高質（南齊書^{三卷}武帝本紀）、中質（南齊書^{三卷}武帝本紀）といった区分があつたのが知られる。そうした区分はさらに下質といつた風な表現―区分のあつたのを示唆する。宋書^{卷五十四}羊玄保伝に、宋の大明の初に、時の揚州刺史西陽王子尚の上言をのせている。そのなかに、

官品第一第二聽占山三頃。第九品及百姓一頃。皆依定格、條上質簿。云云。

とあるが、戸の質産は右に見える質簿という官の帳簿に記載され、それによつて高質その他の区分がなされていたのであらう。なお、宋書^{卷九}後廢帝本紀元徽三年（西紀四七五年）四月の条に、

遣尚書郎、到諸州、檢括民戸。窮老尤貧者、蠲除課調。丁壯猶有生業、隨宜寬申。質財足以充限者、督令洗畢。

とある。そこには基準たるべき戸の質産額のあつたのが知られる。その額を有するのが何品の戸にあたるか不明であり、またその額も不明であるが、南齊書^{卷四十六}顧憲之伝を見ると、顧憲之の議をのせ、そのなかに、

山陰一縣、課戸二万。其民質不滿三千者、殆將居半。刻又刻之、猶三分余一。凡、有質者多是士人、復除、其貧極者、悉皆露戸役民、三五属官。蓋、惟、分定、百端輪調、常然。云云。

とある。それから民の戸の質が問題となり、なるだけ高くそれを評価しようとしているのが知られるが、その基準たるべき戸の質産額はあるいは銭「三千」なのかも知れない。こうした一連の状態が「戸調」の存在と深く関係すべきはいうまでもないところである。なお、まえに引いた宋書周朗伝、南齊書竟陵王子良伝、南齊書顧憲之伝の記事から、当時「戸調」の為の質産評価が一般に厳酷であつたことが考えられる。しかし、それをあまり厳酷にすることはかえつて戸の貧窮化―流亡を招くことにもなるので時としてはその緩和を図つたことがある。例えば南齊書^{卷六}明帝本紀建武四年（西紀四六

八年)十一月の条に、

丁亥、詔、『所在結課屋宅田桑、可詳減舊價。』

とある。この「結課」の「課」は「割り当て」、「課税」といった意味であろう。つまりこの記事は、具体的には主として「戸調」の為の資産評価額を旧よりも減じたことを示すとされよう。(当時、田租は均額賦課でそこに田の肥瘦などは問題とされていない。恐らくこの不公平もこうした面で調整されているのであろう。)

二 宋 齊 時 代 の 租

南朝の租調制を追求する際、一般の田における租、調だけを考えるのでは、たとえそれが直接の目的であるにしても十分な把握が出来ない。旧来の「課田」制、仮田制的形態の系譜をもつ田における税制との関連においてそれを考えねばならぬことが多いのである。後者の具体的考察は南朝の屯田の考察とともに別稿に譲るが、ただつぎの一事項を補足しておく。それは、晋書^{卷二}食貨志に、

咸和五年(西紀三三〇年)、成帝始度百姓田。取十分之一。率畝税米三升。

とある記事についてである。この記事でまず最初にとりあげたいのは「取十分之一」とあるものと「率畝税米三升」とあるものとの内容が同一なのかそれとも別のものなのかということである。筆者は結論的にいつてこれは別のものであると考えたい。以下それについて検討すると、当時の制度のことを記した史料のうち、

A、 B、 C。

という記述において、AがBとCとにかかるとは(関連をもつても一応)別性格のものを記していることが往々ある。例えば、晋書^{卷七}成帝本紀、咸康七年(西紀三四一年)の条に、

実^三編戸^一、王公已下、皆、正^三土断・白籍^一。

とある。「実^三編戸^一、王公已下、皆、正^三」は右のAにあたり、「土断」はB、「白籍」はCにあたる。土断とは本来国家権力による「国民」把握の徹底と政府の収入増加とを相即不離の關係において図るのを目的とするものであるが、この際の「正土断」とはいわゆる南人だけを対象にしてそれに対し（一般的な意味における）土断を行うといった内容のものであり、一方「正白籍」とはいわゆる北人だけを対象としそれに対しやや特殊なかたちの土断を行うといった内容のものである。つまり（正）土断と（正）白籍とは関連はあつても別性格のものなのである。⁶⁾ 論を進めると、「始度百姓田、取十分之二」は旧来の「課田」、仮田の系統の田に対するものであり、「始度百姓田、率畝税米三升」は「占田」の系統の田に対するものである。ところで天野元之助氏の高説に従えば、魏晉南北朝のころ、緑肥田といったような良田では一畝で粟十斛の生産をあげたものであろうが、北方旱地（非澆水田）における一般の収穫量はこれよりずっと少なく、せいぜい常年四、五斛ないし五、六斛であつた。⁷⁾ 咸和五年に新しく租率を示した際の程度の収穫量を基準としたか不明であるが、仮に一畝あたり五斛の収穫量とすればその1/10は五斗となる。一方、魏時代、「占田」の源流をなす田における田租は一畝あたり粟四升と思われる。西晋の「占田」の場合は、一畝あたり粟六升とする仮説が一応成立する。⁸⁾ 東晋の咸和五年の「占田」の系統をひく田に対する一畝あたりの租、米三升は粟に換算すればほぼ五升余とならう。このように見てくれば、咸和五年の新制において十一の税と畝税米三升とでは一畝あたりの租の割合が随分ちがつていたことが察せられよう。ただし、西晋時代、「課田」五十畝を課せられた丁男の負担すべきもの（＝丁租、丁調の合計）は、まさに計算したところでは粟六斛八斗となる。ここでは一畝あたり粟一斗三升六合という計算になる。一方、「占田」の場合は一畝あたり粟六升とする仮説が一応成立する。ここでは両者の一畝あたりの比は二対一になる。このように見てくると、「占田」への税に比し「課田」への税が軽きに過ぎるような感がある。しかし平呉後庶民の税負担の軽減をはかつた新税制として

現われた占田課田制において、「課田」への税が国家の「官有田」における税としてごく軽かつたのはむしろ当然のことであつたともいえよう。晋書卷二十六食貨志に、太康元年（西紀二八〇年）の平呉から太康十年（西紀二八九年）ごろまでの状態を述べて、

是時、天下無事、賦税平均。人咸安其業。而樂其事。（平均とは緩かなという意味）

とあるのはその見解を傍証するところであろう。⁹⁾ つぎに、晋南朝において、国家の「官有田」はその收穫量を定率を以て徴収されるのが一般的であつた。それにもかかわらず、「課田」制において收穫量が直接的基準となつていない点に就いてであるが、平中岑次民が漢時代の田租に関し、「漢代の田租は前漢の景帝のときから收穫高の三十分の一の税率となつたのであるが、現実には田租を賦課するに當つては、毎年各地の田畝の實際收穫高を調べてその三十分の一に當る税額を決定するといふような煩瑣な手続をとらず、あらかじめ畝当りの平年收穫高を算定してその三十分の一に相當する常額を決定し、これを田租の定額としていたのであつて、この畝当りの租額を基礎とし各人の所有する田畝の面積に應じてその田租の総額を算出したのであつた。」との高見を述べておられる。¹⁰⁾ 晋南朝時代「官有田」にあつても毎年各地の田畝の實際收穫高を調査するといふことは必ずしも行われがたく、現実には定額を以て課税されたこともあつたであらう。ことに「課田」のように国家の「官有田」であつたにしてもその性格が一般の「官有田」と異つている場合それへの課税が收穫量を直接的基準とせず、（全国一率の）定額によつたとしても、必ずしも異とするには足らぬであらう。なお、咸和五年の新制の際、旧来の「課田」は理論上は国家の「官有田」——公田、仮田となり、現実にはそれと私田とになつていたとされよう。ちなみに、魏晋南朝において、税目としての租という語には、いろいろな性格がある。その一は、梁陳時代の丁租のような場合である。それは常賦の丁対象均額の税で、その丁が田を「所有」するか否かということとは関係ないものである。その二は、義租のような場合である。これについては改めて述べるまでもなからう。その三は、西晋の占田

制における租のような場合である。その四は、西晋の課田制における租のような場合である。その三とその四との関連については他日詳しく論ずるつもりであるが、ここで一寸だけふれておくと、咸和五年の新制では、畝ごとに米三升の税の対象となる私田と十一の税の対象となる「官有田」とをあわせて百姓の田といっているが、この百姓とはほぼ今日の理解における自立小農民といった意味である。また咸和五年の制を当時の用語で度田收租といい、その際の畝ごとに米三升の税と十一の税とを一つの租という語に含め称しているが、畝ごとに米三升の税（租）は占田制における租に相応じ、十一の税（租）は課田制の租に相応ずる。さて、古い中国において、国家と百姓との関係からいえば、土地は本源的に国家（すなわち皇帝）の所有するものであるという理解があり、また、百姓がその「所有」する田土に対してもついていた権利は、国家権力の把握から離れて独立に存在した「完全な物的支配」権ではなく、むしろその反対に、本来的には国家への身分的隷属と貢納義務とを伴うところの有償的・限定的な物権であつた。すなわち、国家とかれらとの関係からいえば、その土地「所有」権は「用益占有」権（—「下級」所有権）に近いものであつた。¹¹かくて、国家と百姓との関係という観点からのみ抽象化すれば、当時私田の「所有」者と「官有田」の耕作名儀人とは、ともに国家からそれぞれの土地の「用益占有」権を与えられているに過ぎない、という理解の成立する可能性が存する。ところで、右では私田と「官有田」とを合めて百姓の田という語で表現しており、また十一の税と畝ごとに米三升の税とを一つの租という語で表現しているから、当時、国家という面から見た際、私田の「所有」者と「官有田」の耕作名儀人とがそれぞれの土地の「用益占有権」をもつに過ぎぬという面で一致する、という理解が現実¹²に存したこと、及び私田とそうした「官有田」との「地代」を同質のものとする理解も亦現実¹³に存したこと、が窺われるとして大過なかう。ただし、理念的に同じく土地の「用益占有」権を与えられているという理解があるにしても、現実¹⁴に具象化された局面では、両者に当然相異が出てくる。例えば、私

田の「所有」者にとりその「用益占有」権（「下級」所有権）は財産権としての意味をもち、その故にこそ戸貨の一部として「戸調」の対象になるが、「官有田」を耕作する名儀人になつてもそうしたことは生じない。）

論を進め宋書^{卷七}十六王玄謨傳を見ると、

雍土多僑寓。（都督雍州刺史王）玄謨請土断流民。当时百姓不願属籍、罷之。其年（「大明元年（西紀四五七年）」）玄謨、又、令九品以上租、使貧富相通。境内莫不嗟怨。民間訛言。『玄謨欲反。』云云。

とある。右の「罷之」とあるのは、王玄謨が土断を行うのを罷めたと受け取れないでもないが、宋書^{卷七}三州郡志三雍州の条を見ると土断が実行されたことは明白である。つまり「罷之」とある際それを望んだ主体は百姓なのであるが、この希望が刺史王玄謨によつてついに否定されたわけである。このことが雍州の豪姓にとつても流民にとつても怨嗟の一原因となるのは明らかである。つぎに九品以上の租の賦課において貧富相通せしめたことについてであるが、そこに出てくる九品の語は、まえに引いた晋故事に出てくる九品と同一のものであるに相違ない。つまり、晋南朝にかけて實によつて戸等を第一品から第九品にまでわけることが行われていたと考えられるが、それらが租を負担する際王玄謨が貧富相通せしめたことが境内の嗟怨の一因をなしたということは、それらが租を負担する際通常ならば、租は畝対象均額たるべきであつたのに、（恐らくは土断による富者の嗟怨を減じようとして）、王玄謨が富者の戸（「戸品の高い戸」）の負担を減じ一方貧者の戸（「戸品の低い戸」）の負担を増した為、貧者の嗟怨をまねいたことを物語ると解さねばなるまい。

こうした考察はかつて東晋時代、孝武帝の太元元年（西紀三七六年）以来口税米制が行われていたが、恐らく宋時代に入つてそれがなくなりふたたび畝対象均額の田租が賦課されるに至つていたことを示唆するとすべきであらう。その見解を別の面から証するものとしてつぎのことがあげられる。口税米制が太元元年（あるいは二年）から同八年（西紀三八三年）まで存していたことは明証があるが、この口税米制は度田收租制に代つたものである。つまり同期間に度田收租一畝

を対象とする均額賦課はなかつたわけである。ところが、晋書^{卷九}孝武帝本紀、太元四年（西紀三七九年）正月の条には、郡縣遭旱者、減租稅。

とあり、同五年（西紀三八〇年）六月の条には、

自太元三年（西紀三七八年）以前逋租宿責、皆蠲除之。

とある。（また、同十七年正月の条にも、「除逋租宿債。」とある。）これらから口税米の口税は租とか租税とかよばれていたこと、少なくとも租ともいわれていたことが知られよう。なお、のちに述べるように梁時代以後丁対象の租（口租、丁租とよばれる）が生ずるが、この租は丁が田土を「所有」すると否とに關係なく、賦課される税で、そうした意味ではこの口税^{||}租と相通するものがある。（もちろん、逆に租、租税といわれるものが常に口税なのではない。）しかし、単なる租でなく田租という表現がある際、それが現実に田土を対象とする税であつたのは疑いない。つまり、何等かの限定した時期において田租という表現の税が存していたことを証すれば、それはその当時現実に田土を対象とする税が賦課されていたことを証するに足るわけである。ところで宋書^{卷五}文帝本紀元嘉二十六年（西紀四四九年）三月の条には、

復丹徒縣僑舊今歲租布之半。行所經縣、蠲田租之半。

とあり、宋書^{卷六}孝武帝本紀大明三年（西紀四五九年）三月の条に、

甲申、原^ス田租^ト布^ト、各々有差。

とあつて、王玄謨が九品以上に租を賦課する際貧富相通せしめる策をとろうとした当時、すでに田租が存していたことが知られる。

つぎに齊時代であるが、南齊書武帝本紀の永明元年（西紀四八三年）九月の条に、

辛丑、詔、『二吳義興三郡遭水、減今年田租。』

とあり、永明三年（西紀四八五年）五月の条に、

乙未、詔曰、『凡単丁之身及貧獨而秩養養孤者、並蠲今年田租。』

とあり、永明四年（西紀四八六年）五月の条は、

癸巳、詔、『楊南徐二州、今年戸租、三分二取見布、一分取錢。來歲以後、遠近諸州輸錢處、並減布直、匹准四百、依舊折半、爲永制。』

とあり、永明五年（西紀四八七年）七月の条に、

戊申、詔、『丹陽屬縣、建元四年以來至永明三年所逋田租殊爲不少。京甸之内、宜加優貸。其非中貧者、可悉原停。』とある。この四記事から、齊時代も亦田租が賦課されており、かつそれが事実上戸を対象にしてその戸の「所有」する田土額に応じて賦課される形をとる為に、戸租とよばれたことが察せられよう。

なお、今問題としている田はすべてかつての「占田」の系譜をもつものであるが、そこにおける田租が畝対象均額であったのは殆んど疑問の余地がなからう。

ちなみに、魏晋宋齊における租布という用語であるが、当時の制度的用語は多様性をもっているから、「租に折した布」という用法があつたことは十分想像出来る。しかし一般的な用法としては「租と布と」を意味するとしてよからう。租布にそうした意味のあることは、唐長孺氏が、「魏晋戸調制及其演變」において、晋書食貨志及び宋書文帝本記の記事を引いて明快に断ぜられている通りである。我が国では、吉田虎雄氏が、

南齊の調は、当初は宋制を沿用して毎戸布四匹を課し、而してその租布の二分の一は錢を以て徴収した。それは南齊書武帝紀に、

永明四年五月癸巳、詔、揚・南徐二州、今年戸租三分二取見布、一分取錢。來歲以後、遠近諸州輸錢處、並減布直、

匹准四百。依旧折半。以為永制。

とあるに拠りて知ることが出来る。但し右の文に、「三分二取見布、一分取錢。」とあるのは、「三分一取見布、二分取錢。」の誤りではないかと思ふ。それは南齊書竟陵王子良伝に、「永明四年、詔、折租布二分取錢。」とあるのみならず、当時成るべく多く錢を取らんとする傾向が顯著であつたからである。

として租布を戸調と想定しておられる見解が有力であるように思われる。しかし吉田氏のこの説は首肯しがたい。この両記事から考えられることは、永明四年には揚南徐二州の戸租を布に折し（折租布とし）、その $\frac{2}{3}$ は現実に布でとり、 $\frac{1}{3}$ はそれを錢でとつた。永明五年からは、遠近の諸州のうち錢を輸する處は戸租を布に折してそれを二分し、（あるいは戸租のうち布に折した部分を二分し、）旧來のようにその折租布の $\frac{1}{2}$ は現実に布でとり、 $\frac{1}{2}$ はそれを錢でとるようになった。ただし、折租布を錢で納めさせる際、永明五年からは布の直を減じて一匹四百とした。錢を輸する處では永明五年におけるこの制は永制となるべく定められた、ということである。竟陵王子良伝の記事は永明五年の制を概言したに過ぎない。そこからは、租布が戸調であるという証拠は何らつかめない筈である。

三 隋書食貨志の一部記事の検討

ここに隋書^{卷二十四}食貨志の一部記事を検討するに、

- (一) 其課 (A) 丁男、(a) 調、布絹各二丈、糸三兩、綿八兩。(b) 祿絹八尺、祿綿三兩二分。(c) 租、米五石。
(d) 祿米二石。(B) 丁女、半之。
- (二) (A) 男女年十六已上、至六十、為丁。(B) 男年十六亦半課。年十八正課。六十六免課。(C) 女、以嫁者為丁。若、在室、年二十乃為丁。

(三)其男丁、毎歳不過二十日。又、率十八人出一運丁、役之。

(四)其田、畝、税米二斗。(升)？

(五)蓋、大率如此。

とある。この記事がどの時代のことを記しているかについては、周知のように種々の見解がある。それぞれの説には傾聴すべき点が多いが、ここに筆者の私見を本稿の論述に必要な範囲で述べてみたい。

(一)はいうまでもなく「其課」の説明である。東晋南朝の課にはいろいろな意味があるが、この課はかなり一般的用法としての課Ⅱ租、調と解される。ところでさきに梁建国の年たる天監元年に旧来の戸調が丁対象均額の調(Ⅱ丁調)になったことを述べた。また宋齐時代租が田租であり、従つて丁対象の租(Ⅱ丁租)のかたちをとつていなかったと思われることを述べた。して見ると、(一)はどうしても梁の天監元年以後のものとならざるをえない。芸文類聚卷八に見える庾肩吾の作品中に、「出梁国之口租。云云。」の語のあるのはその証拠となろう(A)の(a)、(c)と(B)とはそれぞれ説明されるが、残りの(A)の(b)、(d)は一体何であろうか。隋書食貨志にはまた、

州郡縣禄米絹布絲綿当^{モ(マタ)}処輪台傳倉庫。若、給刺史守令等、先准其所部文武人物多少、由敕裁。凡、如此。禄秩、既通所部兵士給之。其家所得蓋少。

とある。そこに見える禄米、禄絹、禄布、禄絲、禄綿は、(一)の(b)、(d)に比し、禄布、禄絲が多いが、その大勢から見て、両者がほぼ同時代のものと考えて大過あるまい。かくて当時、(広義の)丁租、丁調の幾分かが官僚の給与たる禄米などにあてられていたことが知られよう。このことは各地方財政の独立性が否定され、それが中央財政の一環となつたことと相応する。隋書食貨志に、また、

自侯景之乱、国用常編。京官文武、月別唯得廩食、多遥带一郡縣官、而取其禄秩焉。

とあるが、こうした地方官が数多く生じたのも、地方官の俸禄が中央財政の一環となつたからであろう。なお、こうした制度は齊時代に生じた地方高官の俸禄に関する新制度を一前提とすると思われる。ちなみに、旧来地方高官の俸禄として存していた公田はこうした措置とともに「変質」し、帝室財政における財源的性格を強めてくる。晋宋齊の際の公田はいうまでもなく広義の国家財政をまかなうものであった。(梁書^{卷三}十八賀琛伝に、賀琛が封奏したものの内容を記してのち、

言奏。高祖大怒、召主書於前、口授敕、責琛曰、『我自除公宴、不食国家之食、多歷年稔。乃至宮人、亦不食国家之食、積累歲月。云云。』

とある。この「不食国家之食」とあるのは、公賦によらぬという意味であるとされているが、当時、皇帝の私的収入源の一として「変質」した公田からの収入が想像されるのである。これらの考察は別稿に譲る。

つぎに(四)の記事であるが、(一)、(四)は租、調、租となり租が重複する。これは一見(一)、(四)が同時代のことを記したものでないことを示唆するかの如くである。事実(四)は(一)と別時代のものかも知れない。斗を升の誤りとすれば東晋時代(四)と同一のものが存したからあるいは(四)は東晋時代のものかも知れない。しかし、梁陳時代(一)に見えるように丁対象に租が(田を「所有」すると否とに関係なく)賦課されているが、それと同時に、のちにふれるように田を所有した際田租が賦課されている。こうした田租は当然賦対象に賦課されたものであろう。従つて(四)は(一)と同時代のものであるかも知からないのである。

(三)についてはその時期を考えがたい。

残るのは(二)であるが、(A)は周知のように西晋時代及び宋の元嘉ごろまでのものであろう。この(A)と(C)とは、時期を異にする丁の年令などを示すものであり、(B)は恐らく課丁の年令に関するものであろう。(二)の順序はあるいは(B)、(A)、(C)となるもので、(B)はむしろ(一)に含まれ、残る(A)、(C)は(時期を異にする)丁の

年令などを示して、(三)の(男)丁の役の内容に連なるものであるかも知れない。

かくて、第一に、隋書食貨志の記事が別に同一時代の税制を述べたものでないことが知られよう。事実このように解してこそ、(五)の「蓋、大率如是。」とある語の語感が一段と明かとなるであろう。第二に、これは以下の考察にとつて重要なことであるが、丁調の存した時期にそれと対応する租として、丁男を対象とする丁租が存したこと、第三に、丁対象の租、調制の生成と同時に旧来地方財政の相当部分を占めた地方官の俸禄(の源泉と支出と)を、一応、中央財政の一環としてそれにくり入れたこと、が知られよう。

四 梁陳時代の租、調

梁陳時代の租、調が丁租、丁調になったということはすでに述べた通りである、しかし、ここでとりあげたいのは、宋齊時代は戸租、戸調だけ、梁陳時代は丁租、丁調だけというような截然とした区別があつたのではなく、宋齊時代にも丁対象の税があり、梁陳時代にも田租が依然として存しており、かつ戸調(的なもの)が復活したと思われることについてである。

まず、その事実について述べると、齊時代、丁対象—人を対象とする賦課が存したことであるが、南齊書予章文獻王伝に、

(荆湘二州刺史予章王嶷) 以穀過賤、臆民以米当口錢。優評斛一百。

とある。これは齊の建元二年(西紀四八〇年)のことである。恐らく宋以来人を対象に口錢を賦課していたのであろう。また梁書武帝本紀中天監元年四月の条に、

詔曰、『逋布口錢宿債、勿復收。云云』。

とあるが、この記事は齊一代を通じ口銭の存したのを示唆するであろう。こうした口銭は一応、巨視的にいつて東晋の口税の系統を引くのではないかと想像される。また、南齊書^{卷二}十六王敬則伝に、

會々、竟陵王啓曰、『建元初、狡虜游魂、軍用殷広。浙東五郡、丁税一千。乃有質賣妻兒、以充此限。道路愁窮、不可聞見。所逋尚多、收上事絶。臣登具啓聞、即蒙蠲原。而此年租課、三分逋一。明知徒足擾民。実自弊國。愚謂、塘丁一条、宜還復旧、在所逋郵、優量原除。云云。』上不許。

とあつて、臨時的なものであるにしても過重の(国税としての)丁税が賦課された場合のあるのを物語つてゐる。

つぎに梁陳時代、依然として敵対象均額の租 \parallel 田租が存したことについてであるが、梁の建国時その存在を否定した記事は全く見当らない。筆者は結論的にいつて、旧来から引続き(一畝あたりの税額が減少したとしても、税そのものは)存していたと考えたい。以下そのことと「戸調」の復活とについて考察して行くこととする。

陳書^{卷五}五宣帝本紀、太建九年(西紀五七七年)五月の条に、

丙子、詔曰、『可下起 \equiv 大建 \equiv 以來訖 \equiv 八年 \equiv 流移叛戸所帶租調、七年八年叛義丁、五年訖 \equiv 八年 \equiv 叛軍丁、六年七年逋租田米粟夏調綿絹絲布麦等、五年訖 \equiv 七年 \equiv 逋賃絹、皆悉原 \equiv 之。』

とある。流移叛戸、叛義丁、叛軍丁という語であるが、それらが叛したままであるものを指す筈はないから、一旦叛したものが、帰順したのをいうのに相違なからう。またそれに冠される年次は帰順した年次を示すとなさざるをえまい。ちなみに宋書^{卷五十四}孔季恭伝に、

山陰縣土境編狹、民多田少。(孔)靈符表徙無貨之家於餘姚鄞・鄞・三縣界、墾起湖田。上使公卿博議。(尚書令柳元景等)議曰、……『宜募亡叛通郵、及樂田者、其往經創、須粗脩立、然後徙居。』云云。

とあるが、そこに見える亡叛は、右の流移叛戸、叛義丁、叛軍丁と同様、その当時帰順していたものを指すに相違なからう。

う。そうした推測が大過ないとなると、それから、当時(一)戸対象の租と調とがあつたこと、(二)「七年八年叛義丁、五年訖八年叛軍丁」は、まえの叛戸の場合と同様、「所帯租調」の句を補つて読むべきであり、それから丁対象の租と調とも亦存したと思われること、(三)「六年七年通租田米粟夏調綿絹絲布麦等」と「五年訖七年通賃絹」とにおける「六年七年」、「五年訖七年」はそれぞれその期間そのものを示すと解すべきであるが、夏調の綿絹絲布麦等は前引の隨書食貨志の記事に鑑みて、丁対象の調と考えられ、丁対象の調としての絹に対比される賃絹は「戸調」の絹としか考えられず、かくて当時、「戸調」が復活したと思われること、が引き出せる。なほ、のちに述べるように当時田租の存在が他に考えられる。以上を整理すると、当時、(一)丁租、丁調が存したこと、(二)畝対象均額の田租が存し、かつ「戸調」が復活したこと、が引出せる、とならう。

ところで、南史^{卷七十}郭祖深伝に、郭祖深の梁の武帝への上言をのせているが、そのなかに

又、梁興以來、台使到州、州又遣押使至郡。州郡競急切、同趣下城。令宰多庸才、望風畏伏。於是、斂戸課、薦其筐篋、使人納重貨、許立空文。云云

とある。そこに見える戸課であるが、一般に課_二租、調と考えられるから、それは晋書^{卷三}武帝本紀太康五年(西紀二八四年)七月の条に、

減天下戸課三分之一。

とある際の戸課と同一のもの、すなわち、例えば晋書^{卷四}惠帝本紀永興元年(西紀三〇四年)十二月の条に、

丁亥、詔曰、『戸調田租、三分減一。』

とあつて、戸調と田租とを併称しているが、内容的にそうした戸調と田租とからなるもの、としてよからう。そのことは梁建国から二十余年たつたころ「戸課_二田租_十戸調」が存したことを物語る。また戸調に関してであるが、(右の晋書に

見える戸調が「戸調」、「戸調」の何れか一方を指すのか、あるいは両者をあわせ指すのか不明であるが、何れにしても）南史郭祖深伝の戸課における戸調は、すでに丁調が存する以上「戸調」に限られるとするのが穩当な解釈であろう。そうすると、「戸調」は梁建国後二十余年でふたたび復活したとされよう。そのことは、田租、「戸調」に関してさきの見解と相応する。

なお、梁書^{卷五}侯景伝に、

（侯）景既拋寿春、遂懷反叛。属城居民、悉召募爲將士。輒停責市估及田租。百姓子女、悉以配將卒。云云。

とあり、陳書^{卷五}宣帝本紀、太建六年（西紀五七四年）三月の条に、

發亥、詔曰、『去歲南川、頗言失稔。所督田租、于今未^カ即。豫章等六郡、太建五年田租、可申半至秋。豫章又通。

太建四年檢首田税、亦申至秋。南康一郡、嶺下應接、民間尤弊。太建四年田租未入者、可特原除。庶修墾無廢、歲取方實。』

とあり、陳書宣帝本紀太建二年（西紀五七〇年）八月の条に、

甲申、詔曰、『有所墾起荒田、不問頃畝多少、依舊蠲税。』

とあるが、こうした記事もそれぞれ別の時代、畝対象均額の田租の存した明証となる。また、右の第二番目と第三番目との記事から（陳時代）田租^{||}田税という表現のあつたのが一応想定されるが、陳書宣帝本紀太建十二年（西紀五八〇年）十一月の条には、

己丑、詔曰、『其丹陽吳興晉陵建興義興東海信義陳留江陵等十郡、并謝署、即年田税祿秩、竝各々原半。其丁租半、申至來歲秋登。』

とあつて田税と丁租とが並記されている。右の丁租は（狹義の）丁租と思われるが、この記事は田税即田租が丁租そのも

のと並存したことを物語るとしてよからう。そうすると、これまたさきの見解と相応するところがある。

さて、ここで注意したいのはいずれの時代にも丁一人対象の課税が存したということ、梁陳時代の租、調に視点を置いた際、畝対象均額の租 \parallel 田租が存し、かつ「戸調」復活したと推測されることとならんで、租、調に視点を置いた限り旧来の税制の基調が戸にあつたが梁陳はそれを丁におくようになったということである。いままえに引いた隋書食貨志の記事を梁初のものとしそれを数字的に推測してみよう。

魏普宋齊時代において、租調面で丁対象の賦課を最も強くうち出しているのが西普のいわゆる課田制の存した時代であるのは何人もほぼ異論のないところであろう。宋齊と梁陳との比較をなそうとする際西普時代のことをとりあげるのは問題のをはずれた感がないでもないが、そうした意味でこれをとりあげてみよう。西普時代だけを切りはなしていえば「占田」と「課田」とが並存するのがたてまえであつた。ここに一丁男のみで一戸を形成しかつ法の標榜する「占田」七十畝、「課田」五十畝を耕した場合を計算すれば、かれは戸を形成するものとして租に粟六升（一畝あたりの租） \times 七十畝 \parallel 粟四斛二斗、調に粟七斗（絹一足の換算） \times 四（ \parallel 絹三足十綿三斤） \parallel 二斛八斗、合計粟七斛を賦課されることとなる。それに「戸調」も賦課される。一方、丁男としては租に粟四斛、調に粟七斗 \times 四 \parallel 粟二斛八斗、合計粟六斛八斗が賦課される。また、一戸を形成する丁男と丁女との夫婦で、法の標榜する「占田」百畝と、「課田」八十畝とを耕しているとする、かれらは戸を形成するものとして、租に粟六升 \times 一〇〇 \parallel 粟六斛、調に粟七斗 \times 四 \parallel 粟二斛八斗、合計粟八斛八斗を賦課される。そのほかにいくらかの「戸調」も賦課される。丁としては丁男の場合の粟六斛八斗はわかるが丁女はわからない。かりに丁男の半ばとすると合計、粟六斛八斗十粟三斛四斗 \parallel 粟十斛二斗となる。このように見ると、（法の標榜する「占田」額と「課田」額との通りとして）賦課される租、調の総額において、戸を形成するものとしての賦課と丁としての賦課との何れがより大であつたにしても大した差はないといえるのではなからうか。

ところで、梁時代、「課田」的なものはない。(より正確に言えば全然ないことはないが、それは屯田的、仮田的なものであつてこの考察に一応無視出来るものである。)従つて梁時代に中心をおいて西晋時代を考えるとすれば西晋時代も無「課田」のものをとりあげざるをえない。なお、西晋時代においても丁対象の賦課面において無「課田」者の存在を重視しそれへの賦課を大きく考えていたことは「課田」五十畝を耕するものと無「課田」のものが、丁男としての賦課において粟六斛八斗と米三斛 \parallel 粟五斛余との違いしかないことによつても明かである。さて、西晋時代、一丁男だけで一戸を形成し「占田」七十畝だけを耕した際、かれは戸を形成するものとして、まゑに述べたように合計粟七斛を賦課されたことになる。そのほかにいくらかの「戸調」も賦課される。一方、「課田」がなかつたとの想定であるからかれは丁男として、義米三斛 \parallel 粟五斛余を賦課されたことになる。また、一戸を形成する丁男と丁女との夫婦で「占田」百畝だけを耕していた際、かれらは戸を形成するものとして、まゑに述べたように合計粟八斛八斗を賦課される。そのほかにいくらかの「戸調」も賦課される。一方、「課田」関係では、無「課田」でも丁男が義米として米三斛を賦課されるが丁女の方は規定がわからない。賦課されてもせいぜい丁男の半額ぐらゐまでであろうが、半額の計算とすると合計米四斛五斗となる。これは粟では八斛程度とならう。このように見てきても賦課される租、調の総額において戸に対し丁のもつ比重が大しておとらなかつたといえよう。ところで問題は賦課される租、調の総額において戸と丁との比率が、西晋時代と梁時代とでどのような変化があるかということであるが、梁時代一丁男だけで一戸を形成し七十畝の田を耕する際、もし一畝につき粟六升の租——これは後漢極末魏晋宋齊を通じてその数字が推測できるもののうち最高額である——を賦課されたものとして計算すると、粟六升 \times 七〇 \parallel 粟四斛二斗となる。梁の新税制のたてまゑは戸調はないのであるからかれの戸を形成するものとしての負担はそれだけである。丁男としての租の賦課はまゑに引いた隋書食貨志のものをあてはめると、米七石となる。これは粟にすると十斛をやや越えよう。そのほかに調として布あるいは絹のどちらかを二丈、絹八尺、糸三

兩、綿十一兩二分が加わる。これでは一見してわかるように丁男としての賦課がはるかに大きい。一戸を形成する丁男丁女の夫婦で田百畝を耕し、かつ一畝につき粟六升の租を賦課された際、かれらが戸をなすものとして賦課される額より丁男丁女（丁女は丁男の半額の計算として）として賦課された額がはるかに大きいのは改めて述べるまでもあるまい。以上の計算ではおなじく丁対象の租、調の賦課を重んじたとしても、それと戸対象の租、調の賦課との比において西晋時代よりも梁時代の方が一段と大となっていたといえるのである。

右の計算のうち西晋のものに関する部分は学界の定説というわけではなく筆者がかつて推考した結果を利用してのものであり、⁽¹⁾また十分な正確さを求めるとすれば戸、丁に対する賦課の全体を知りそのうえで租調の賦課を考えねばならないが、現存の史料でそれは不可能である。さらにいえば、右の比較は厳密な意味で比較の無理なのをたつて比較した嫌もある。しかし、右に見たところから、極めて漠然としたものながら梁の新税制において法の標榜するところが租、調においてその基調を戸よりも丁一人におこうとしたのはほぼ間違いないとされるのではなからうか。

蓋し、旧来北朝は隋唐国家のありかたを志向するものと理解されその線にそつた研究が進められている。（広い意味の）制度史の研究ではことにその感が強く、税制の場合もほぼ例外ではない。一方、南朝は隋唐国家のありかたを志向するものとして理解されるよりむしろ異質的なものとして考えられることが多かつた。しかし南朝においても北朝と同様の傾向の存するのは無視出来ない。右の梁陳の租調の制にもまた唐の租庸調制への萌芽が窺われるとしてよいのではなからうか。

ただし、そうした租調制の施行には無理があり、そのことはかえつて梁（陳）国家を内面的にくづす作用をなしたと考えられるのである。梁（陳）国家は一般庶民を対象に「授田」を行うほどの力はもちろんなかつた。それにもかかわらず丁対象均額の租、調のみを増加した為、無田の丁、あるいはそれに近い丁の困窮を増大する結果となり、流亡無籍者の増

大をまねくこともなっているのである。この大勢は梁書及び陳書の本紀を通読しただけでも容易に察せられる。

む す び

以上で推測したことの要点はほぼつぎの如くである。

(一) 宋齊時代、租としては田租があり畝対象の均額に賦課されていた。また(二) 宋齊時代、調としては戸対象均額の調と戸賃を案じて賦課する調とがあつた。しかし、(三) 梁時代になるとその様相が一変し、租には新たに丁対象均額の賦課が生じ、畝対象均額の田租とならんだが、この大勢は引続いて陳に及んだ。(四) 梁時代になると丁対象均額の調が生じ、戸対象の調は一旦すべて廃止されたが、やがて戸の賃を案じて賦課する調が復活し、両者の存する大勢は引続き陳に及んだ。(五) 梁初の新租調制では租、調の賦課の総額において丁のもつ比重の方が戸のもつそれよりもはるかに大きかつた。

梁の武帝が租、調の基調を戸対象から丁対象に改変したのは、いわゆる天監の官制改革を項点とする武帝の國政改革運動の一として理解されるものであるが、そこには武帝の個人的人身支配強化の意図が十分に汲みとれる。しかしこの新しい租調制は「授田」という背景なく行われたため次第に無田の民丁やそれに近いものの流亡、無籍化をまねき、かえつて國勢を傾ける作用をなすようになった。

なお、右を南朝の全税体系のなかでどのように理解すべきか、ことに地方税、商税とそれらとの関連がどのようなものであるか、といったことに関する私見はすべてこれを別稿で述べることとする。

(1) 「晋時代の租、調」と本稿とで、筆者の見解に相異する点があれば、現在筆者のもつ見解は本稿に述べている方のものである。

(2) 前掲、「晋時代の租、調」参照。

(3) 唐長孺氏、「魏晋戸調制及其演變」(魏晋南北朝史論叢)参照。

- (4) 版本によつては、「去」と「賞」との間に「人」の字のあるものがある。もしそこに字の存するものが正しいとしても、「人」は「戸」の誤りとしか考えられぬであろう。
- (5) 古賀登氏「南朝租調攷」(史学雑誌第六十)八編第九号)参照。
- なお、本稿でのちにふれる夏調についても同論文参照。
- (6) 拙稿、「東晉の貴族制と南北の『地縁』性」(史学雑誌第六)十七編第八号)参照。
- (7) 天野元之助氏、「魏晉南北朝時における農業生産力の展開」(史学雑誌第六)十六編第十号)参照。
- (8) 前掲「晉時代の租、調」参照。
- (9) 拙稿「西晉の封王の制」(東洋学报第四)十二卷第一号)参照。
- (10)・(11) 平中孝次氏「漢代の田租と災害による其の減免(上)」(立命館文学)第一七二号)参照。
- (12) 「魏晉南朝租税の研究」
- (13) 隋書食貨志の記事をこのように読むのは、古賀氏の前掲論文に見える高見に従つてのことである。
- (14) 前掲、「晉時代の租調」参照。

なお、本稿の推測では度量の差はこれを無視した。

〔昭和三十四年 五月二十日 成
昭和三十四年十一月十四日 一部増補稿〕

The *Tsu* 租 and *Tiao* 調 in the Southern Dynasties.

by S. Ochi

In this article I try to make clear the following points :

- (1) In the *Sung* 宋 and *Ch'i* 齊 periods the tax on farm land levied by the dynastic central government was called the *tsu* which was imposed on each *mu* 畝 at a flat rate.
- (2) In the same periods, the tax on household was called *tiao* which was levied in two ways ; at a flat rate on each household and at different rates varying with the financial conditions of each household.
- (3) In the *Liang* 梁 period this system was changed radically. The new method of levying *tsu* on each adult at a flat rate was added, And this parallelism continued to exist to the *Ch'ên* 陳 period.
- (4) In this *Liang* period the levying method of *tiao*, too, was changed. New *tiao* which was imposed on each adult at a flat rate was added, The former *tiao* was abolished totally for a time, but the *tiao* at a different rates varying with the financial conditions of each household revived. And this parallelism also continued to the *Ch'ên* period.
- (5) Under the new *tsu* and *tiao*, taxing system of the early *Liang* period the total central revenue was contributed much more by the amount of taxes levied on adult than by that on household.